

東京都設計等委託成績評定要綱

21財建技第238号
平成22年4月2日
財 務 局 長 決 定

(目的)

第1条 この要綱は、東京都工事施行規程（昭和46年東京都訓令甲第15号。以下「工事施行規程」という。）第31条で準用する第23条の2及び東京都検査事務規程（昭和43年東京都訓令甲第175号。以下「検査事務規程」という。）第33条の2の規定に基づき、工事施行規程第30条に規定する委託（以下「設計等委託」という。）契約に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、監督員及び検査員が評定を厳正かつ適切に実施することにより、受託者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象)

第2条 評定は、一件の起工金額が100万円を超える設計等委託業務について行う。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 工事施行規程第2条第7号に規定する監督員
- 二 検査事務規程第2条第2号に規定する検査員

2 前項第1号の監督員は、工事施行規程第10条に規定する標準仕様書に定められた総括監督員、主任監督員及び担当監督員とする。ただし、主任監督員又は担当監督員が欠けた場合は、この限りでない。

(評定の時期)

第4条 評定の時期は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 監督員は、原則として完了検査合格の日から14日以内に評定を行う。
- 二 検査員は、検査（清算検査及び材料検査を除く。）を完了したときは、速やかに評定を行う。ただし、完了検査においては、原則として完了検査合格の日から14日以内に評定を行う。

(評定の実施)

第5条 設計等委託の区分は、次の各号のとおりとする。

- 一 土木工事に係る設計、測量及び地質調査（以下「土木区分」という。）
- 二 建築及び設備工事に係る設計（以下「営繕区分」という。）
- 三 工事監理等業務（以下「監理区分」という。）

2 設計等委託成績評定表の様式は、次の各号のとおりとする。

- 一 土木区分は、土－1号様式から6号様式まで
- 二 営繕区分は、営－1号様式から5号様式まで
- 三 監理区分は、監－1号様式から5号様式まで

3 評定者は、前項各号の様式をもって、次条から第9条までの規定により評定を行う。

(主任監督員及び担当監督員の評定内容及び方法等)

第6条 主任監督員及び担当監督員（以下「主任監督員等」という。）は、採点表（土－3号様式及び4号様式、営－3号様式並びに監－3号様式）中、次の各号の評価項目について評定を行う。

- 一 土木区分は、「専門技術力」、「管理技術力」、「コミュニケーション力」、「取組姿勢」及び「成果品の品質」
- 二 営繕区分は、「業務の実施能力」、「業務の実施状況」及び「業務目的の達成度」

- 三 監理区分は、「専門技術力」、「管理技術力」、「コミュニケーション力」、「取組姿勢・社会性」及び「施工計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認」
- 2 主任監督員等は、評定の結果を総括監督員へ報告する。

(総括監督員の評定の内容及び方法等)

- 第7条 総括監督員は、前条により主任監督員等の行った評定の結果等を総合的に判断し、設計等委託成績評定表（土－2号様式、営－2号様式及び監－2号様式）の各評価項目について評定を行う。
- 2 総括監督員は、前項の設計等委託成績評定表の評価項目中「事故等による減点」について評定を行う。
- 3 前項の評定は、採点表（設－3号様式）により行う。
- 4 総括監督員が第1項及び第2項の規定により評定した結果をもって、監督員の設計等委託成績評定とする。

(検査員の評定の内容及び方法等)

- 第8条 検査員は、採点表（土－5号様式、営－4号様式及び監－4号様式）中、次の各号の評価項目について評定を行う。
- 一 土木区分は、「説明力」及び「成果品の品質」
- 二 営繕区分は、「業務目的の達成度」
- 三 監理区分は、「専門技術力」、「管理技術力」及び「施工計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認」
- 2 検査員が、前項により評定した結果をもって、検査員の設計等委託成績評定とする。
- 3 検査員は、全ての検査を完了した後、検査員としての評定点を総括監督員へ送付する。

(評定結果の取りまとめ)

- 第9条 総括監督員は、監督員の評定点と検査員の評定点とを取りまとめ、設計等委託成績評定報告書（土－1号様式、営－1号様式及び監－1号様式）に評定結果を記録する。
- 2 総括監督員は、前項の取りまとめの際、検査員の評定結果等について確認する。

(評定結果の報告)

- 第10条 総括監督員は、当該設計等委託を主管する課の課長（以下「工事主管課長」という。）に、評定の結果を報告する。
- 2 工事主管課長は、前項の評定の結果について、当該設計等委託を主管する部の部長（工事施行規程第2条第4号の部長をいう。）へ報告する。

(評定結果の送付)

- 第11条 工事主管課長は、評定の結果を設計等委託成績評定報告書（土－1号様式、営－1号様式及び監－1号様式）及び設計等委託成績評定表（土－2号様式、営－2号様式及び監－2号様式）により、当該設計等委託の検査を主管する課長へ送付する。
- 2 工事主管課長は、評定の結果を設計等委託成績評定報告書（土－1、営－1及び監－1号様式）及び設計等委託成績評定表（土－2、営－2及び監－2号様式）により、局（工事施行規程第2条第2号の局をいう。以下同じ。）又は所（工事施行規程第2条第6号の所をいう。以下同じ。）の契約事務を主管する課の課長を通じて、当該設計等委託の契約事務を主管する課の課長へ送付する。

(評定結果の通知)

- 第12条 当該成績評定の通知者（以下「通知者」という。）は、設計等委託成績評定通知書（設－1号様式）及び項目別評定点表（土－6号様式、営－5号様式又は監－5号様式のいずれか）により、工事主管課長を通じて、速やかに当該設計等委託の受託者へ評定の結果を通知する。
- 2 通知者は、当該設計等委託を主管する課が属する部（所等）の長とする。ただし、課長級の職員

を充てている所の長に委任されている契約においては、通知者は当該所の長とする。

(評定通知の説明)

- 第13条 受託者は、工事主管課長に対し、評定の内容について、前条第1項に規定する通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間の末日が、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項の東京都の休日に当たるときは、当該期間はその翌日に満了する。以下同じ。）に、説明を求めることができる。
- 2 工事主管課長は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 3 工事主管課長は、第1項の規定により説明を求められた内容が検査員の評定結果に関するものである場合は、事前に検査員に評定の結果及び内容等について確認する。

(通知者への苦情申立て)

- 第14条 受託者は、前条第2項の規定による説明に苦情があるときは、通知者に対して苦情の申立てをすることができる。
- 2 受託者は、前項に規定する苦情の申立てをする場合は、第12条第1項の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、別記様式第1の苦情申立書を工事主管課長に提出しなければならない。
 - 3 受託者は、第1項に規定する苦情の申立てに当たっては、申立ての根拠となる証拠及び記録書類等を苦情申立書に添付するものとする。

(局工事等成績評定苦情審査委員会の設置等)

- 第15条 局は、前条第1項に規定する苦情の申立てに厳正かつ公正に対処するため、局に局工事等成績評定苦情審査委員会（以下「局委員会」という。）を置く。
- 2 通知者は、苦情申立てがあつた場合は前項の局委員会へ付議し、その意見を聴かなければならない。
 - 3 局委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、局において定める。

(苦情申立てへの通知者の回答)

- 第16条 通知者は、第14条第1項の苦情の申立てへの回答に当たっては、局委員会の意見を十分検討し、その結果を書面により、工事主管課長を通じて受託者に対し、速やかに回答しなければならない。

(契約担当者等への再苦情申立て)

- 第17条 受託者は、前条に規定する回答に苦情があるときは、契約担当者等に対して再苦情の申立てをすることができる。
- 2 受託者は、前項に規定する再苦情の申立てをする場合は、前条の回答を受けた日の翌日から起算して10日以内に、別記様式第2の再苦情申立書を工事主管課長に提出しなければならない。
 - 3 受託者は、第1項の再苦情の申立てに当たっては、申立ての根拠となる証拠及び記録書類等を再苦情申立書に添付するものとする。

(東京都工事等成績評定苦情審査委員会への付議)

- 第18条 前条第1項に規定する再苦情の申立てに厳正かつ公正に対応するため、財務局に東京都工事等成績評定苦情審査委員会（以下「都委員会」という。）を置く。
- 2 契約担当者等は、再苦情の申立てがあつた場合は都委員会へ付議し、その意見を聴かなければならない。
 - 3 都委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別途定める。

(再苦情申立てへの契約担当者等の回答)

第19条 契約担当者等は、第17条第1項に規定する再苦情の申立てへの回答に当たっては、都委員会の意見を十分検討し、その結果を書面により、工事主管課長を通じて受託者に対し、速やかに回答しなければならない。

2 契約担当者等は、第20条第1項の規定により設計等委託成績評定が修正された場合は、前項の書面にその修正した内容を記載しなければならない。この場合、同条第4項で準用する第12条第1項の通知と併せて回答する。

(評定の修正)

第20条 総括監督員、検査員又はこれらに準ずる者（以下「修正者」と総称する。）は、第15条第2項の局委員会の意見若しくは第18条第2項の都委員会の意見を踏まえた結果又は次の各号の一により設計等委託成績評定を修正する必要があると認めるときは、当該設計等委託成績評定を修正することができる。

一 設計等委託成績評定通知後、受託者に起因する事故等が判明した場合

二 設計等委託成績評定通知後、成果物等に受託者の故意又は重大な過失による隠れたかしが判明した場合

三 評定の錯誤等により、設計等委託成績評定の修正が必要であると認められる場合

2 修正者は、局委員会に意見を求め、その意見を十分踏まえた上で当該設計等委託成績評定を修正する。

3 第1項の規定により設計等委託成績評定を修正する場合、それができる期間は、当該設計等委託業務の完了日から10年とする。

4 第1項の規定により設計等委託成績評定を修正する場合は、第9条から第12条までの規定を準用する。この場合において、第12条中「設－1号様式」とあるのは「設－2号様式」と読み替える。

(苦情申立てへの準用)

第21条 前条第1項各号の事由により修正した設計等委託成績評定に係る苦情申立手続は、第13条から第20条までの規定を準用する。

2 第15条第2項の局委員会の意見を踏まえて、修正した設計等委託成績評定についての再苦情の申立ては、第17条の規定を準用する。

(修正後の設計等委託成績評定)

第22条 第20条第1項の規定により修正した設計等委託成績評定の効力は、設計等委託成績評定の修正通知後将来に向かってのみ生じる。

附 則（平成22年4月2日付21財建技第238号）

この要綱は、平成22年5月1日以後に締結される契約について適用する。

附 則（平成23年11月9日付23財建技第119号）

1 この要綱は、平成24年1月4日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要綱の施行日前において締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月17日付26財建技第204号）

1 この要綱は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 公告等契約にあっては、施行日以後に行われる公告等契約について適用し、施行日前に行われた公告等契約で施行日以後に入札執行又は見積合せを行うものについては、なお従前の例による。

3 特命随意契約など公告等契約以外の契約は、施行日以後に各局等において当該契約に係る起工決定（以下「起工決定」という。）を行う契約について適用し、施行日前に起工決定し、施行日以後に入札執行又は見積合せを行うものについては、なお従前の例による。